

2019 年度事業計画書

(2019 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日まで)

I. 学術講演事業 (定款第 4 条 1 号に該当)

第 115 回日本精神神経学会学術総会を実施する。以下、本学術総会の概要である。

- 会 期：2019 年 6 月 20 日 (木) ～22 日 (土)
- 会 場：朱鷺メッセ：新潟コンベンションセンター／ホテル日航新潟
- 会 長：染矢 俊幸 (新潟大学大学院医歯学総合研究科精神医学分野 教授)
- 副会長：松田 ひろし (特定医療法人財団 立川メディカルセンター 柏崎厚生病院 院長)
- テーマ：－ときをこえてはばたけ－ 人・こころ・脳をつなぐ精神医学
Psychiatry to bridge human, mind, and brain: Beyond time and current matters

■プログラム概要

- A. 特別講演
- B. 会長講演
- C. シンポジウム
 - ・会長企画シンポジウム
 - ・委員会シンポジウム
 - ・代議員およびプログラム委員からの提案シンポジウム
 - ・一般会員からの公募シンポジウム
- D. International Symposium (一例)
 - ・Coercive measures in psychiatry
 - ・Case Vignette
- E. 教育講演
- F. ワークショップ
- G. 一般演題 (口頭・ポスター) 約 1,260 題を予定
- H. 市民公開講座 (2019 年 6 月 22 日 (土) 朱鷺メッセにて開催を予定)
- I. 一般演題の中から特に優れた演題発表者の表彰を予定 (初期臨床研修医・学部学生による部門を新設)

II. 機関誌刊行物事業 (定款第 4 条 2 号に該当)

- 精神神経学雑誌 (和文誌) の発行
第 121 巻 第 4 号－第 12 号および、第 122 巻 第 1 号－第 3 号の 12 号 (1 号あたり 5～10 論文を掲載) の刊行を予定している。オンラインジャーナル (電子版) を基本として発行しており、冊子体発行部数は各号約 7300 部である。
- Psychiatry and Clinical Neurosciences (英文誌) の発行
第 73 巻 第 4 号－第 12 号および、第 74 巻 第 1 号－第 3 号までの 12 号 (1 号あたり 4～10 論文を掲載) の刊行を予定している。オンラインジャーナル (電子版) を基本として発行しており、冊子体発行部数は各号約 450 部である。非会員においても、発行 1 年後より全論文の閲覧が可能である。

Ⅲ. 委員会活動事業 (定款第4条1号-6号に該当)

本学会基本理念のもと、精神保健・医療・福祉の質的向上に貢献することを委員会活動の基本に置き、学術研究のみならず臨床に関する現実的な課題についても取り組む。委員会活動は以下の6部門から構成され、本年度も幅広く活動を実施する。

2019年1月時点での各部門に属する委員会は下記のとおり。(計52委員会)

■ 学術・教育部門

1. 精神科用語検討委員会／精神科病名検討連絡会
2. 精神神経学雑誌編集委員会
3. PCN編集委員会／PCNを育てるPIワーキンググループ
4. 精神医学奨励賞・精神医療奨励賞選考委員会
5. フォリア賞選考委員会
6. 学術総会企画委員会
7. 精神医療・精神医学情報センター運営委員会
8. ICD-11委員会
9. 精神療法委員会
10. 小児精神医療委員会
11. 司法精神医学委員会
12. 精神医学研究推進委員会
13. 認知症委員会／認知症EBM検討班

■ 専門医制度部門

1. 常任委員会／サブスペシャリティに関する検討班／専攻医定員募集に関する検討班／専門医制度情報システム構築班
2. 専門医制度整備委員会
3. 専門医研修委員会
4. 医師臨床研修制度に関する検討委員会
5. 専門医試験委員会
6. 研修プログラム審査委員会
7. 生涯教育委員会
8. 指導医資格認定委員会
9. サマースクール実行委員会
10. 精神科薬物療法研修運営委員会
11. ガイドライン検討委員会

■ 精神保健・医療・福祉部門

1. 精神医療・保健福祉システム委員会
2. 精神保健福祉法委員会
3. 身体的拘束に関する特別委員会
4. 精神保健に関する委員会
5. 医療経済委員会
6. 精神科医・精神科医療の実態把握・将来計画に関する委員会／オンライン精神科医療検討作業班
7. 心理技術職に関する委員会
8. アンチスティグマ委員会
9. ECT・rTMS等検討委員会
10. 多職種協働委員会
11. 性同一性障害に関する委員会
12. 薬事委員会
13. 災害支援委員会

■ 法・倫理部門

1. 法委員会
2. 医療倫理委員会
3. 倫理委員会

■ 広報・国際部門

1. 国際委員会
2. 広報委員会
3. 出版委員会

■ 庶務部門

1. 学会諸規則委員会
2. 情報システム委員会
3. 財務・特定資産検討委員会
4. 代議員選挙管理委員会
5. 利益相反委員会
6. 情報管理委員会
7. 代議員総会議事運営委員会
8. 男女共同参画推進委員会
9. 各種委員会活動評価委員会

Ⅳ. 精神医学・精神医療奨励賞事業及びフォリア賞事業 (定款第4条6号に該当)

学会賞を複数設けており、表彰および表彰対象となった論文あるいは活動の講演の場を提供している。

■ 精神医学・医療奨励賞事業

A. 精神医学奨励賞

毎年、精神医学の発展のため顕著な業績を上げた若手（40歳以下）の研究者を表彰するもので、会員から推薦を受けた論文の筆頭著者を、選考委員長及び副委員長と毎年交代する理事（約10名）により構成される選考委員会の投票で原則1名を決定する。表彰することで、精神医学の学問的なレベルの向上を図る。

B. 精神医療奨励賞

日本各地で地道に行われている優れた精神医療活動の顕彰および精神医療の発展に寄与した団体・活動を毎年表彰する制度であり、他の地域での活動レベルを向上させる。会員から推薦を受けた候補団体・活動から原則1名（1団体）を選ぶ。

■ フォリア賞事業

フォリア賞は、毎年、当学会英文機関誌、Psychiatry and Clinical Neurosciences 誌（年12号刊行予定、IF: 3.199）の中から優秀論文を表彰するもので、PCN編集委員長、副編集委員長と編集委員のうち15名程度で組織されたフォリア賞選考委員会で原則1論文を決定する。

V. 国際交流事業（定款第4条6号に該当）

国際交流活動を行うことにより、日本における活動について情報を提供すること、海外における精神医学・医療の発展の状況について情報を得ること、また、今後の本学会の国際交流の基盤となる人的なネットワークを構築することを主な目的とし、具体的には下記のような活動を行う。

- 本学会学術総会に海外若手精神科医を招聘する（学会賞である JSPN Fellowship Award の授与）
- 国際学会にて口頭発表を行った日本の若手会員に、国際学会発表賞を授与する
- 国際学会に会員を派遣する
- WPA 関連学会に本学会の活動を紹介するポスター・リーフレットを送付する

VI. 専門医認定事業（定款第4条3号に該当）

日本精神神経学会の専門医制度は、次のようなあり方を基本指針としている。

1. 精神科専門医制は卒後教育の目的に添い、その改善、推進に益するものであること
 2. 精神科専門医制の導入によって精神医療の改善が促進されること
 3. 研修内容は、
 - (1) 心の病に悩む人に対するすぐれた理解力と共感を持ち、人権尊重の基本理念とその具体的方法を身につける
 - (2) 地域社会に開かれた医療サービスの経験を積む
 - (3) チーム医療における協調性を重視し、必要に応じてリーダーシップをとりうる存在となる
 - (4) informed consent に基づく治療の具体的方法を身につける
- 以上のような、基本的態度を身につけることを目指す内容とする

本年度もこの基本指針を念頭に置き、具体的には下記のような活動を行う予定である。

- 筆記試験・面接試験を実施し、新たに精神科専門医（以下、専門医）を認定する
- 専門医試験の受験資格の審査（研修手帳審査）を行う
- 専門医の資格更新審査を実施する
- 既存の専門医に対し、専門医資格継続のための研修会を認定し、研修の場を設ける

- 生涯学習活動の推進のため、生涯教育研修会及びeラーニングを実施する
- 専門医を目指す研修医・専攻医が研修を行う施設の認定及び指導医の認定、更新審査を行う
- 専門医を目指す研修医・専攻医を指導する指導医の認定、更新審査を行う。
- 専門医を目指す研修医・専攻医を指導する指導医を対象に指導医講習会を年3回実施する
- 若い世代に精神科の素晴らしさ・面白みを知ってもらい、専門医となる人の数を増加させる為、初期研修医等を対象としたサマースクールを実施する
- 精神科薬物療法研修を実施する
- 日本専門医機構より新たに示された新整備指針等に基づき、引き続き専門医資格の取得についての具体的な検討を行う
- 研修に関する各種申請について審査を行う
- 新専門医制度による研修の記録システム（研修実績管理システム）の運用・管理を行う
- 新専門医制度の事務手続きを効率化するため、システム化を推進する
- 専門研修プログラムの一次審査を実施し、日本専門医機構へ報告する
- 専門医を目指す専攻医が研修を行う日本専門医機構にて認定された専門研修プログラムをホームページに掲載する

VII. 情報に関する事業（定款第4条4号に該当）

精神医療、精神医学に関する情報は膨大であり、本学会は、その中から精神医療・精神医学に関する提言・意見、または診断や治療に関するガイドラインの策定などを適宜公表することが学術団体としての責務であると考えている。具体的には、本年度は以下のような活動を予定している。

■ 学会ホームページを通じた情報提供

学会ホームページでは、各委員会活動の研究結果等による情報を、誰でもアクセスが可能な場所に掲載しており、多くの人が見ることができるになっている。近年スマートフォンからの閲覧が増えたことから、学会ホームページをリニューアルし、スマートフォンでも閲覧しやすくなるよう改善してきた。

本年度は専門研修プログラムの掲載など、専門医関連の情報提供の拡充を進める。また、一般の方に向けたコンテンツについても、より幅広い情報を提供していく予定である。

■ 会員専用ページを通じた情報提供

会員情報を扱うことが可能な会員専用ページを設け、自身の会員情報管理や各種の会員向け情報が得られる場となっている。2013年度に開始したeラーニングについてさらにコンテンツを拡充できるよう進めている。

■ プレスセミナー

精神医学・医療への理解を深めていただく目的で、報道関係者を対象にプレスセミナーを実施する。

■ 記者勉強会

精神医学・医療への理解を深めていただく目的で、医学に関してご理解をいただく場として様々なテーマで開催をする。

■ 精神医療・精神医学情報センターの機能発揮

会員のみならず、広く国民との精神医療、精神医学に関する情報、知識の双方向性の伝達、交換にも資するための活動を引き続き行う。

以上